

目 次

第9回大宜味村議会臨時会会議録（会期日程表）	1
第9回大宜味村議会臨時会会議録（9月28日）	3

第9回大宜味村議会臨時会会議録 (会期日程表)

開会 昭和57年9月28日

会期 1日間

閉会 昭和57年9月28日

月 日	曜日	会議別	会議時刻	日 程
9月28日	火	本会議	午前10時	開 会 議長の選挙 会議録署名議員の指名 会期の決定（検討） 副議長の選挙 議席の指定 常任委員の選任 常任委員長及び副委員長の選任 北部地区隔離病舎組合議員の選挙 国頭地区消防組合議会議員の達挙 議案第59号 提案説明、質疑、討論、採決 閉 会

第9回大宜味村議会臨時会会議録

(第1号) 昭和57年9月28日

1. 開会、閉会の日時

開 会 (昭和57年9月28日 午前10時00分)

閉 会 (昭和57年9月28日 午後1時14分)

2. 出席議員 (14名)

1番議員 平 良 森 雄 君	8番議員 平 良 蔵 健 君
2番議員 金 城 隆 好 君	9番議員 平 良 実 君
3番議員 宮 城 功 光 君	10番議員 崎 山 喜 弘 君
4番議員 知 念 亀次郎 君	11番議員 山 川 正 行 君
5番議員 宮 城 長 雄 君	12番議員 前 田 貞四郎 君
6番議員 平 良 俊 政 君	13番議員 松 島 重 克 君
7番議員 宮 里 盛 順 君	14番議員 玉 城 一 昌 君

3. 欠席議員 (0名)

な し

4. 地方自治法第121条の規定により説明のため議場に出席した者の職・氏名は次のとおりである。

村 長 根路銘 安 昌 君

5. 職務のため議場に出席した事務局員の職・氏名は次のとおりである。

事 務 局 長 稲 福 幸 三 君 書 記 前 田 孝 君

6. 議事日程（第1号）

日程第1 議長の選挙

日程第2 会議録署名議員の指名

日程第3 会期の決定

日程第4 副議長の選挙

日程第5 議席の指定

日程第6 常任委員の選任

日程第7 常任委員長及び副委員長の選任

日程第8 北部地区隔離病舎組合議員の選挙

日程第9 国頭地区消防組合議会議員の選挙

日程第10 議案第59号 監査委員の選任について

7. 会議に付した事件

議事日程に同じ

○ 事務局長（稲福幸三君） 一般選挙後最初の議会でありますので、議長が選出される間、地方自治法第107条の規定により、年長議員が臨時議長の職務を行なうことになっております。

出席議員中、前田貞四郎議員が最年長でありますので、臨時議長をお願いいたします。

○ 臨時議長（前田貞四郎君） 只今紹介されました前田貞四郎であります。

地方自治法第107条の規定により、臨時議長の職務を行ないます。

何卒よろしくをお願いいたします。

これより昭和57年大宜味村議会第9回臨時会を開会いたし、直ちに本日の会議を開きます。

（午前10時02分）

議事日程は別紙のとおりであります。

この際、議事の進行上仮議席の指定をいたします。

仮議席は、只今ご着席の席を指定いたします。

暫時休憩いたします。

休 憩（午前10時03分）

再 開（午前10時13分）

○ 臨時議長（前田貞四郎君） 再開いたします。

日程第1 これより議長の選挙を行ないます。

議場の閉鎖を命じます。（議場閉鎖）

只今の出席議員は14名であります。

おはかりいたします。

選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選によりたいと思います。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

ご異議なしと認めます。

よって、選挙の方法は指名推選によることに決しました。

おはかりいたします。

被選挙人の指名の方法については、臨時議長において指名することにいたしたいと思えます。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

ご異議なしと認めます。

よって、臨時議長において指名することに決しました。

議長に玉城一昌君を指名いたします。

おはかりいたします。

只今、臨時議長において指名いたしました玉城一昌君を議長の当選人と定めることにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

よって、只今指名いたしました玉城一昌君が議長に当選されました。

只今議長に当選されました玉城一昌君が議長におられますので、本席から会議規則第32条第2項の規定によって告知いたします。

玉城議長、議長席にお着き願います。

これをもって、臨時議長の職務は全部終了いたしました。ご協力ありがとうございました。

○ 議長(玉城一昌君) 一言ごあいさつ申し上げます。

不肖私、議員各位の推挙によりまして、大宜味村議会議長の重職に就くことになりました。まことに身にあまる光栄であります。

議会は、申すまでもなく、会議によって村政の重要な事項を決定する機関でありますので、議長の職責は重大だと痛感いたしております。

私は誠意を尽して事に当り、公正を旨として議会の円滑な運営を図り、村勢発展のために最善の努力をするつもりであります。

どうか議員の皆様の一層のご支援とご協力をお願いして、就任のあいさつといたします。

休憩いたします。

休 憩 (午前10時17分)

再 開 (午前10時18分)

○ 議長(玉城一昌君) 再開いたします。

日程第2 会議録署名議員の指名をいたします。

会議規則第114条の規定により、議長において1番 平良森雄君、2番 金城隆好君を指名いたします。

日程第3 会期の決定を議題といたします。

議題検討のため休憩いたします。

休 憩 (午前10時19分)

再 開 (午前10時20分)

○ 議長(玉城一昌君) 再開いたします。

おはかりいたします。

今期臨時会の会期は、本日1日間といたしたいと思います。
これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

ご異議なしと認めます。

よって、会期は1日間と決定いたしました。

休憩いたします。

休 憩 (午前10時21分)

再 開 (午前10時25分)

○ 議長(玉城一昌君) 再開いたします。

日程第4、これより副議長の選挙を行ないます。

議場の閉鎖を命じます。(議場閉鎖)

只今の出席議員は14名であります。

おはかりいたします。

選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選によりたいと思います。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

ご異議なしと認めます。

よって、選挙の方法は指名推選によることに決しました。

おはかりいたします。

被選挙人の指名の方法については、議長において指名することにいたしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

ご異議なしと認めます。

よって、議長において指名することに決しました。

副議長に松島重克君を指名いたします。

おはかりいたします。

只今、議長において指名いたしました松島重克君を副議長の当選人と定めることにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

ご異議なしと認めます。

よって、只今指名いたしました松島重克君が副議長に当選されました。

只今副議長に当選されました松島重克君が議場におられますので、本席から会議規則第32条第2項の規定によって告知いたします。

○ 副議長（松島重克君） 一言ごあいさついたします。

只今、副議長の職に就くことになりましたが、過去の経験をいかし、議長を補佐して議会運営に努力いたしたいと思っておりますので、各位のご協力をお願い申し上げまして、ごあいさつといたします。

○ 議長（玉城一昌君） 休憩いたします。

休 憩（午前10時28分）

再 開（午前10時34分）

○ 議長（玉城一昌君） 再開いたします。

日程第5 議席の指定を行ないます。

議席は、会議規則第4条第1項の規定により議長において指定いたします。

議員諸君の氏名と議席番号を職員に朗読させます。

（事務局長朗読）

只今朗読しましたとおり議席を指定いたします。

休憩いたします。

休 憩（午前10時35分）

再 開（午前11時10分）

○ 議長（玉城一昌君） 再開いたします。

日程第6 常任委員の選任を行ないます。

常任委員は、委員会条例第4条第1項の規定により、議長において指名いたします。

総務委員に、山川正行君、崎山喜弘君、玉城一昌君、宮里盛順君、平良蔵健君、平良森雄君、知念亀次郎君、以上7人。

経済建設委員に、松島重克君、前田貞四郎君、平良 実君、平良俊政君、宮城長雄君、金城隆好君、宮城功光君、以上7人。

以上のとおりそれぞれ指名いたしたいと思っております。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

ご異議なしと認めます。

よって、只今指名いたしました諸君をそれぞれの常任委員に選任することに決定いたしました。

日程第7 常任委員長及び副委員長の選任を行ないます。

これより各常任委員会の委員長及び副委員長をそれぞれ1人を互選していただきます。

委員会条例第5条第2項の規定により、常任委員長及び副委員長をそれぞれの常任委員会において互選していただくことになっており、更に同条例第6条第1項の規定により、委員長及び副委員長が共がない時は、議長が招集日時及び場所を定めて互選を行なわせることになっておりますので、これより各常任委員長及び副委員長を互選していただきます。

委員会の場所は次のとおり定めます。

総務常任委員会は議場、経済建設委員会は休憩室といたします。

休憩いたします。

休 憩（午前11時13分）

再 開（午前11時25分）

○ 議長（玉城一昌君） 再開いたします。

常任委員長及び副委員長について通知を受けましたので、お知らせいたします。

総務常任委員長に山川正行君、同副委員長に宮里盛順君、経済建設常任委員長に前田貞四郎君、同副委員長に平良実君、以上のとおりであります。

休憩いたします。

休 憩（午前11時26分）

再 開（午前11時30分）

○ 議長（玉城一昌君） 再開いたします。

日程第8 北部地区隔離病舎組合議員の選挙を行ないます。

おはかりいたします。

選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選によりたいと思います。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

ご異議なしと認めます。

よって、選挙の方法は指名推選によることに決しました。

おはかりいたします。

被選挙人の指名の方法については議長において指名することにいたしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

ご異議なしと認めます。

よって、議長において指名することに決しました。

北部地区隔離病舎組合議員に平良森雄君を指名いたします。

おはかりいたします。

只今議長において指名いたしました平良森雄君を北部地区隔離病舎組合議員の当選人と定めることにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

ご異議なしと認めます。

よって、只今指名いたしました平良森雄君が北部地区隔離病舎組合議員に当選されました。

日程第9 国頭地区消防組合議会議員の選挙を行ないます。

おはかりいたします。

選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選によりたいと思います。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

ご異議なしと認めます。

よって、選挙の方法は指名推選によることに決しました。

おはかりいたします。

被選挙人の指名の方法については、議長において指名することにいたしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

ご異議なしと認めます。

よって、議長において指名することに決しました。

国頭地区消防組合議会議員に平良実君、崎山喜弘君を指名いたします。

おはかりいたします。

只今議長において指名いたしました平良実君、崎山喜弘君を国頭地区消防組合議会議員の当選人と定めることにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

ご異議なしと認めます。

よって、只今指名いたしました平良実君、崎山喜弘君が国頭地区消防組合議会議員に当選されました。

休憩いたします。

休 憩 (午前11時33分)

再 開 (午後1時05分)

○ 議長（玉城一昌君） 再開いたします。

日程第9 議案等59号を議題といたします。

村長の提案理由説明を求めます。

11番 山川正行君退場。（午後1時05分）

○ 村長（根路銘安正君） 議案の説明に入る前に、改選後初めての議会にあたりまして、議会の構成をスムーズに運ばれまして議会構成が出来ましたことを大変およろこび申し上げます。

それでは議案第59号の説明をいたします。

地方自治法第196条第1項の規定によって監査委員の同意をお願いいたしているわけです。

大宜味村字大兼久4番地、山川正行、昭和4年10月28日生れ。

提案理由といたしましては、議会選任の委員の任期満了のためであります。よろしくご審議の程お願いいたします。

○ 議長（玉城一昌君） 休憩いたします。

休 憩（午後1時07分）

再 開（午後1時08分）

○ 議長（玉城一昌君） 再開いたします。

これより議案第59号の質疑に入ります。

発言を許します。

質疑ありませんか。

おはかりいたします。

これをもって本案に対する質疑を終結いたしたいと思えます。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

ご異議なしと認めます。

よって、これをもって本案の質疑を終結いたします。

これより議案第59号の討論に入ります。

先に反対者の発言を許します。

反対意見ありませんか。

これをもって討論を終結いたします。

これより議案第59号 監査委員の選任について採決いたします。

本案に賛成の諸君の挙手を求めます。

（挙手全員）

全員賛成であります。

よって、本案は可決されました。

休憩いたします。

休 憩（午後 1 時11分）

再 開（午後 1 時12分）

○ 議長（玉城一昌君） 再開いたします。

11番入場。

休憩いたします。

休 憩（午後 1 時12分）

再 開（午後 1 時13分）

○ 議長（玉城一昌君） 再開いたします。

おはかりいたします。

これをもって昭和57年第9回大宜味村議会臨時会を閉会いたしたいと思えます。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

ご異議なしと認めます。

よって、これをもって本臨時会を閉会いたします。

ご苦労さんでした。

閉 会（午後 1 時14分）

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

大宜味村議会臨時議長 前 田 貞四郎

大宜味村議会議長 玉 城 一 昌

署名議員（1番） 平 良 森 雄

署名議員（2番） 金 城 隆 好